資料４－３

令和２年度東京都税制調査会
第１回　小委員会

「３　その他　参考資料」

令和２年７月２７日

「３　その他　参考資料」　目次

資　料　名	頁
景気動向指数の推移	1
有効求人倍率の推移	2
新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響	3
新型コロナウイルス感染症に起因する働き方への影響	4
新型コロナウイルス感染症に起因するオフィスへの影響	5
全国知事会「地方税財源の確保・充実について」令和２年６月25日	－
財務省財政制度等審議会「今後の財政運営について（会長談話）」令和２年７月２日	－

景気動向指数の推移

〇５月のＣＩ（速報値・平成27（2015）年＝100）は、先行指数：79.3、一致指数：74.6、遅行指数：94.0となった。
〇景気動向指数（ＣＩ一致関数）は悪化を示している。

	単位	2020/2	3	4	5	
ＣＩ一致指数 （前月差）	2015年=100 （ﾎﾟｲﾝﾄ）	93.7 （▲0.6）	88.8 （▲4.9）	80.1 （▲8.7）	74.6 （▲5.5）	
（３か月後方移動平均（前月差））	（ﾎﾟｲﾝﾄ）	（▲0.23）	（▲1.53）	（▲4.74）	（▲6.36）	［寄与度］

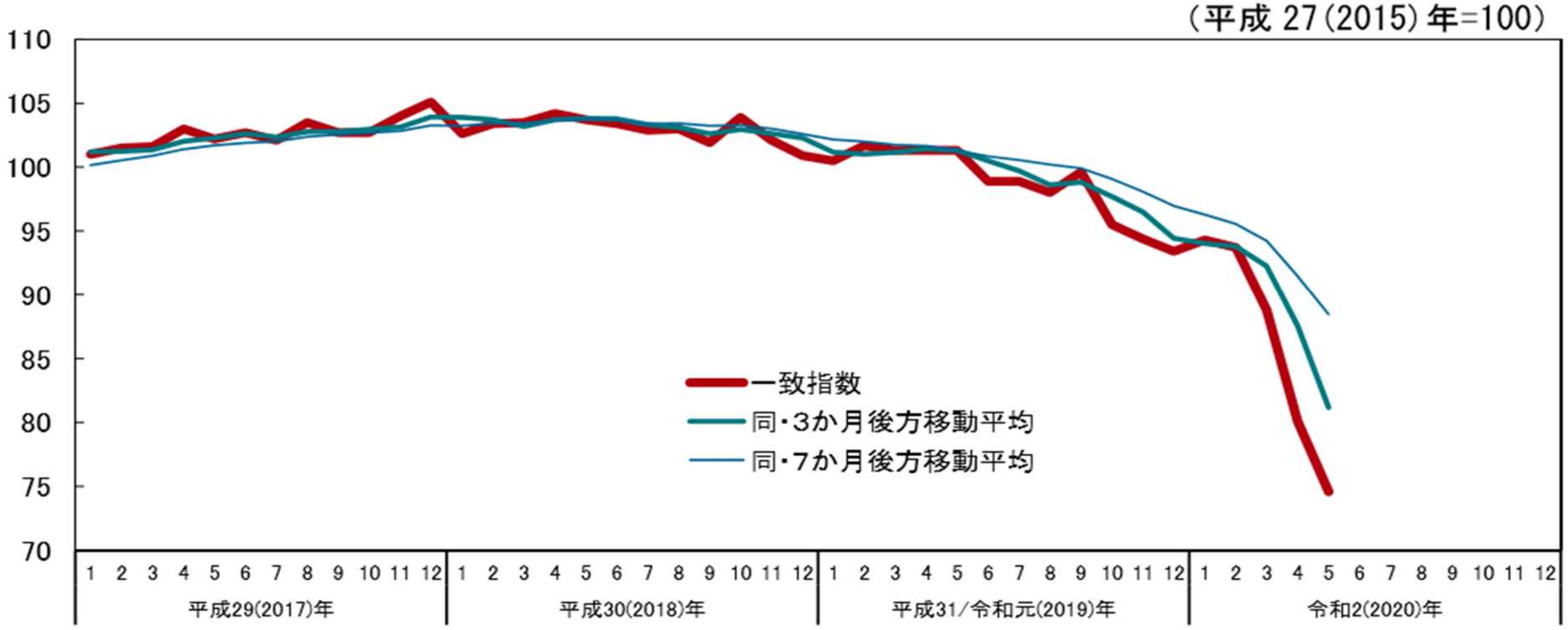

注１　令和２（2020）年７月２日（木）までに公表された値を用いて算出。
　２　内閣府「景気動向指数（令和２（2020）年５月分速報）結果の概要」より作成。

有効求人倍率の推移

〇令和２年５月の有効求人倍率は1.20倍で、前月に比べて0.12ポイント低下。
〇令和２年５月の新規求人倍率は1.88倍で、前月に比べて0.03ポイント上昇。
〇５月の新規求人（原数値）は前年同月と比較すると32.1%減となった。産業別では、宿泊業・飲食サービス業（55.9%減）、生活関連サービス業・娯楽業（44.2%減）、製造業（42.8%減）、サービス業（他に分類されないもの）（37.7%減）、運輸業・郵便業（37.0%減）等で減少。

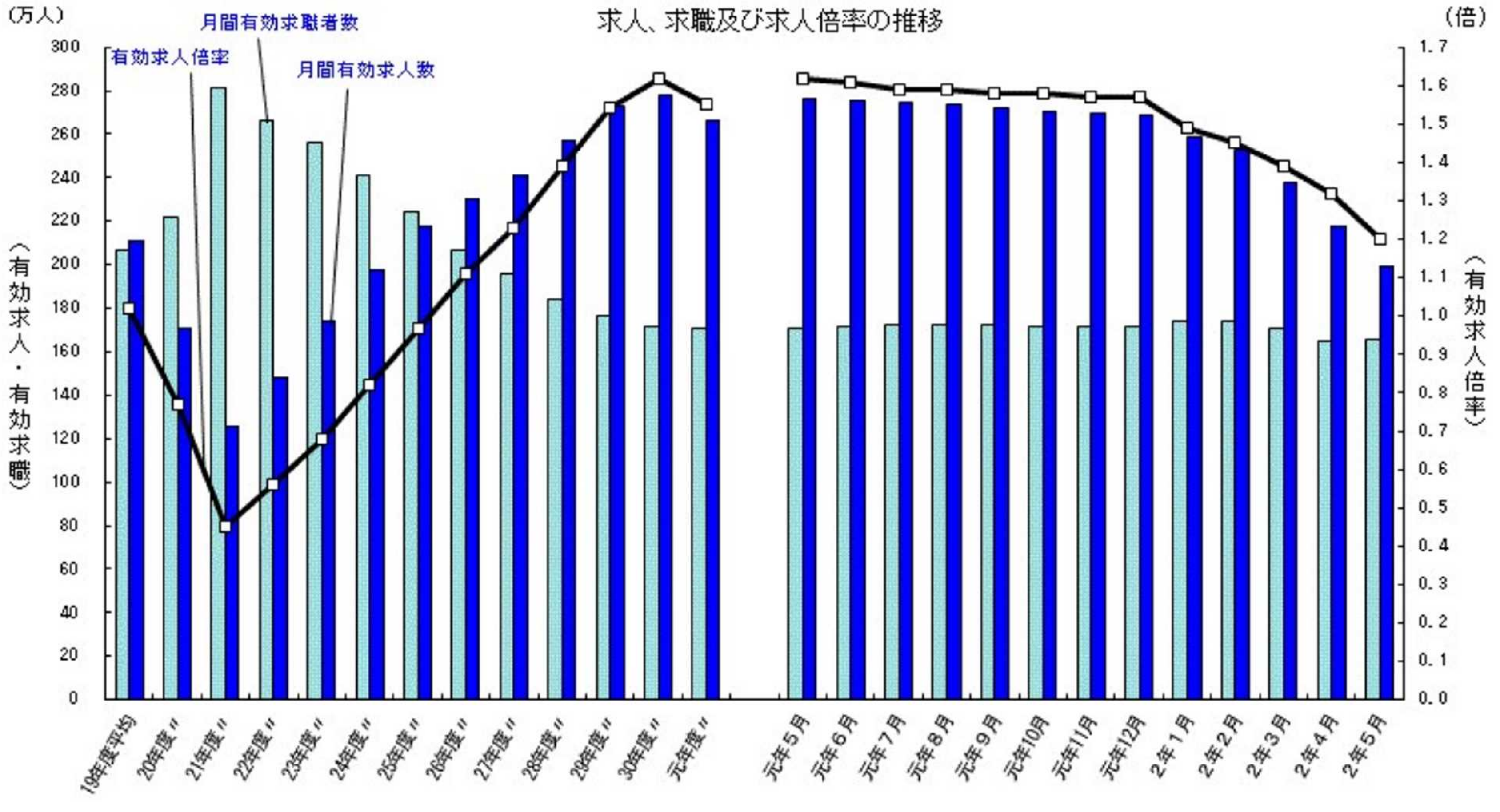

注１　厚生労働省ホームページより作成。
　２　月別の数値は季節調整値である。なお、令和元年12月以前の数値は、令和２年１月分公表時に新季節指数により改定されている。
　３　文中の産業分野は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づくもの。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

〇７月10日時点で、雇用調整の可能性がある事業所数は62,754事業所、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は35,001人となった。うち、非正規労働者数は12,996人であった。

業種別に見た解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数（数の大きな上位５業種を記載）

	雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数（人）	
１	製造業	11,901	宿泊業	6,263　（うち非正規　1,789）
２	飲食業	8,876	製造業	6,115　（うち非正規　2,349）
３	小売業	6,526	飲食業	4,541　（うち非正規　2,212）
４	サービス業	5,436	労働者派遣業	3,001　（うち非正規　2,127）
５	宿泊業	3,327	小売業	2,977　（うち非正規　584）

注１　厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について（７月10日現在集計分）」等より作成。
２　雇用調整数は、都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字であり、網羅的なものではない。
３　「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所（当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。）
４　「解雇等見込み」は都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。
５　非正規雇用労働者（正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等）の解雇等見込み数は、５月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではない。
６　業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではない。

新型コロナウイルス感染症に起因する働き方への影響

○テレワークの実施率は業種別、雇用形態別、地域別で大きく異なる。

質問　今回の感染症の影響下において、経験した働き方を全て回答してください。

回答者割合	テレワーク（ほぼ100%）	テレワーク中心（50%以上）	定期的にテレワーク（出勤中心：50%以上）	基本的に出勤（不定期にテレワーク）	週４日、週３日などの勤務日制限	時差出勤やフレックスタイムによる勤務	特別休暇取得などによる勤務時間縮減	その他	いずれも実施していない
全体	10.5%	11.0%	6.9%	6.1%	11.2%	9.3%	12.6%	3.5%	41.0%

業種別　テレワーク実施状況

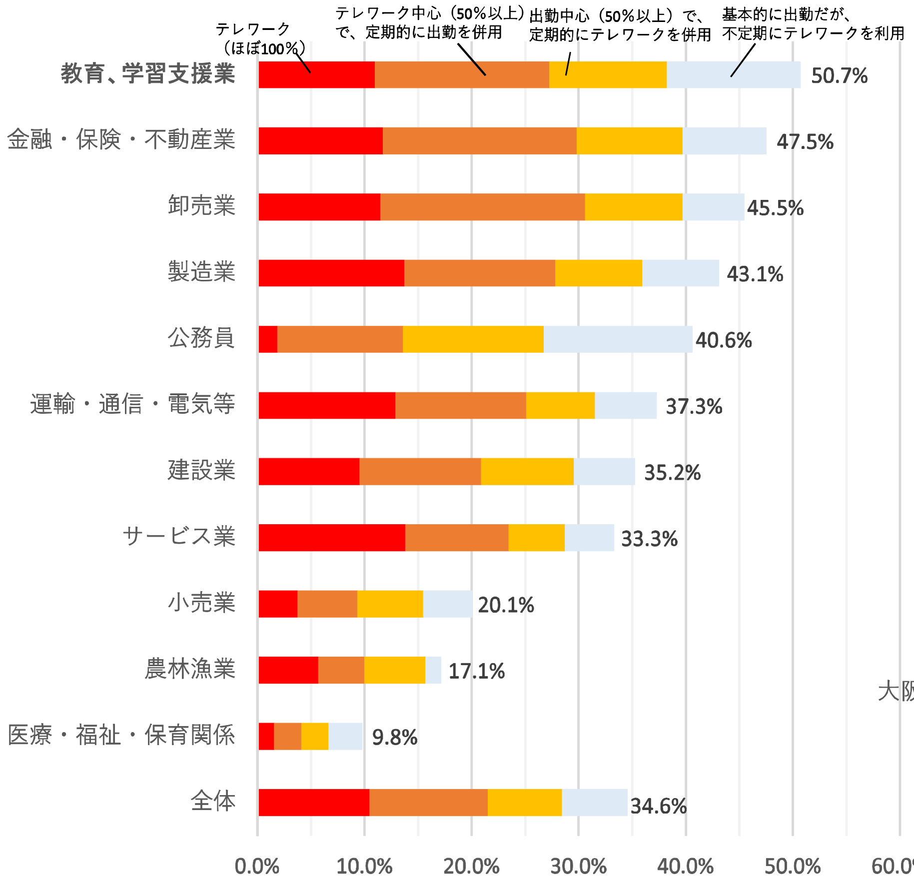

雇用形態別　テレワーク実施状況

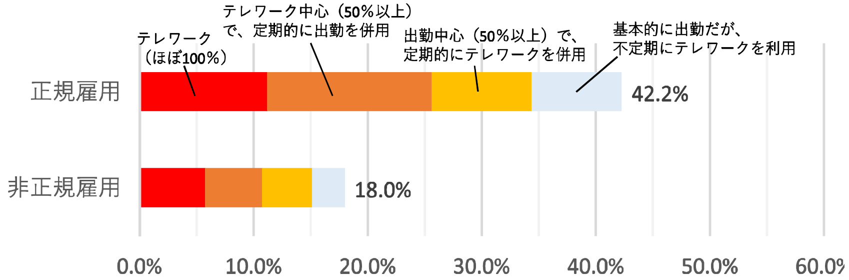

地域別　テレワーク実施状況

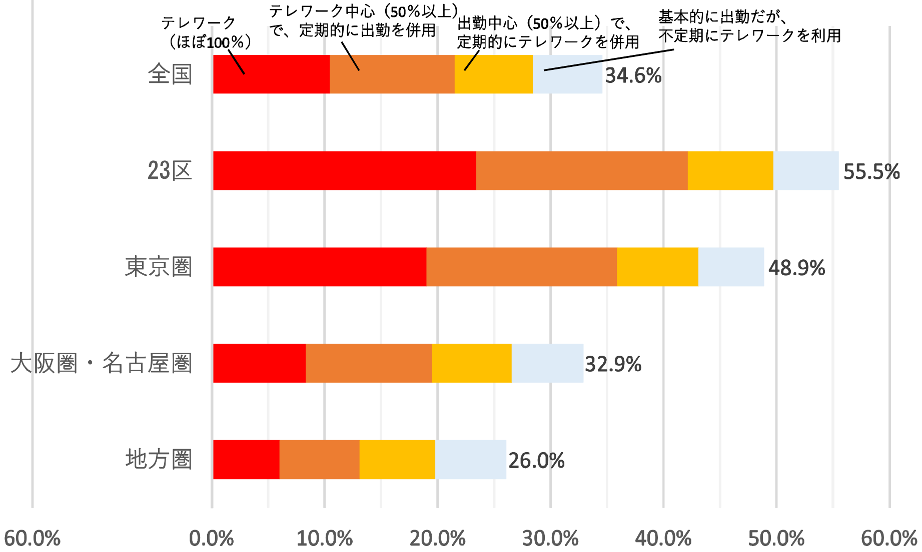

（備考）・東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県　・名古屋圏：愛知県、三重県、岐阜県
・大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県　・地方圏：三大都市圏以外の北海道と36県

注　内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より作成。

新型コロナウイルス感染症に起因するオフィスへの影響

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（2019年2月）では、本社面積の拡大・縮小意向はともに約3割。
○ 本社への拠点集約よりも、在宅勤務の拡大や様々な場所にワークスペースを整備する意向が高い。
○ 2020年5月時点の調査では、約5%の企業が事務所の縮小・移転を検討。

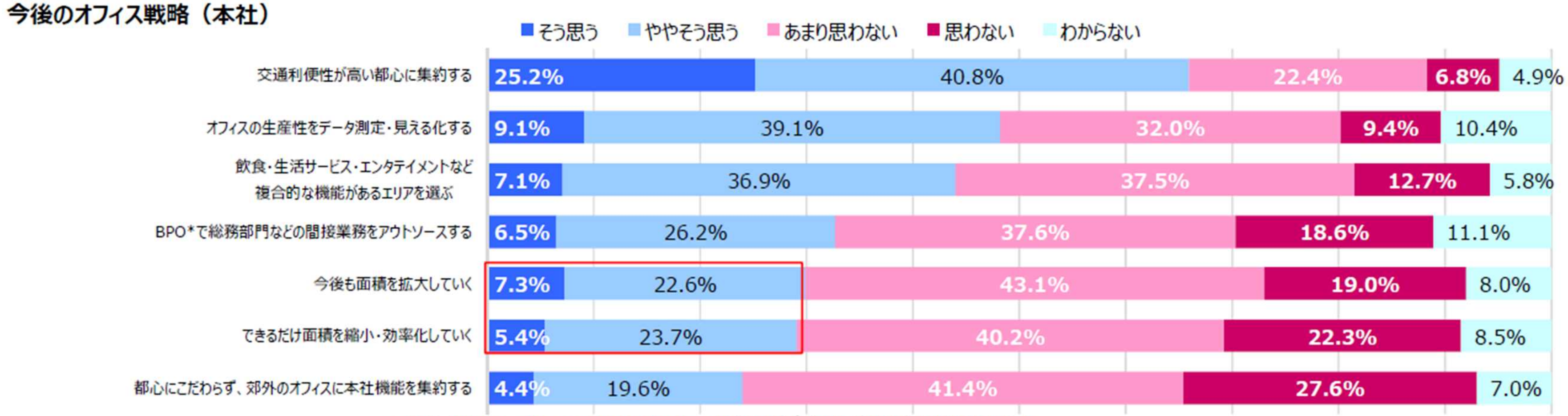

＊ BPO（Business Process Outsourcing）・・・企業の特定作業などを専門企業に外部委託すること。

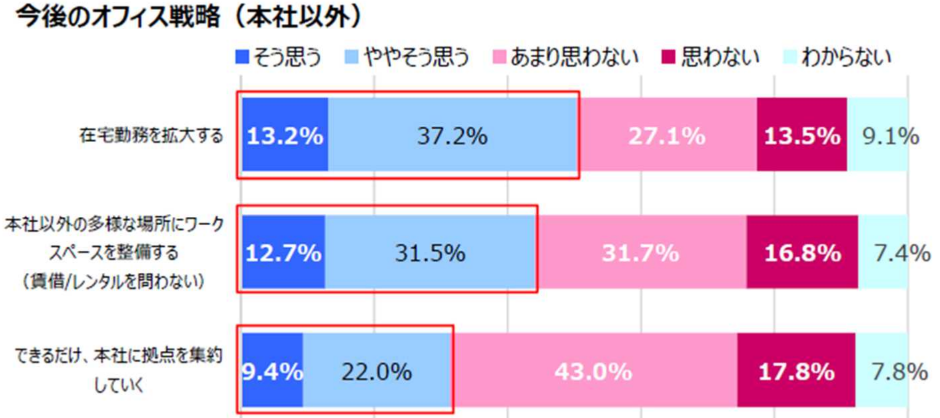

（出典）ザイマックス不動産総合研究所「これからのオフィスの在り方」（19年2月）（大都市圏オフィス需要調査2018秋）より。調査対象企業は、東京、大阪、愛知、福岡、神奈川、埼玉、千葉、その他、サンプル数約1,350。

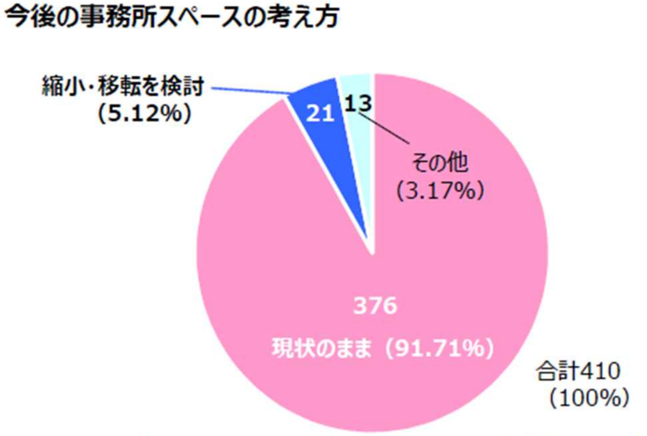

（出典）エムユーシー株式会社「テレワーク実態調査結果報告書」（20年5月）より。

注 国土交通省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う現時点での社会・国土の変化について」より作成。

地方税財源の確保・充実について

総務省におかれましては、全国知事会の意見も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策や地方税財源の確保・充実に積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

１　新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

（１）今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

・　国においては、５月27日に事業規模117.1兆円の第２次補正予算案を決定され、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については２兆円増額し、第１次補正と合わせて３兆円とされた。

・　本交付金については、地域の実情に応じた事業を行うことができるように、年度間流用や基金造成なども含め自由度の高い柔軟な制度とすべき。

・　国においては、今後の感染拡大に備えた医療提供体制の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や「第二波」への対応等に即して、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注されることを期待。

（２）減収補てん債制度の拡充など安定的な資金確保に向けた支援

・　新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念される。

・　特に、都道府県税の約３割を占める基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すべき。

・　公的資金の確保など地方債の円滑な資金調達に向けた支援策を講じるなど、地方団体が安定的に必要な資金を確保できるよう対策を講じるべき。

２　地方一般財源総額の確保・充実等

（１）地方一般財源の総額確保・充実

・　新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、2021 年度（令和３年度）の地方財政計画においても、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など様々な行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すべき。

（２）地方交付税の総額確保・充実等

・　地方交付税は「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべき。

（３）国土強靭化対策の推進及び公共施設等の適正管理等

・　「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」後も、対象事業を拡大し、別枠による必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべき。併せて、「防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」についても、継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべき。

・　「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべき。

３　地方創生の推進

（１）地方創生・人口減少対策のための財源確保

・　「まち･ひと･しごと創生事業費」（１兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すべき。

・　「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るべき。

（２）人口減少対策等に資する新たな税財政措置

・　「地方拠点強化税制」は、より実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべき。

令和２年６月２５日

全国知事会　会長
徳島県知事　飯泉　嘉門

全国知事会　地方税財政常任委員会委員長
富山県知事　石井　隆一

令和２年７月２日
財政制度等審議会会長
榊原　定征

今後の財政運営について

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年に入ってからの財政制度分科会は二回の開催に留まり、建議の策定が困難な状況となった。しかしながら、今後の財政運営に対する国民の関心も高まっていることから、財政制度分科会における議論を踏まえ、今後の財政運営に関する見解を示すこととしたい。

当面の財政運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大への対応について、国民の生命と経済社会を守り、不安を解消していくことが最優先である。令和二年度第二次補正予算も成立した中、まずはこれまでの累次の措置を適正かつ速やかに実行するとともに、執行状況を把握し、事後的に効果を検証していくことが重要である。また、今般の感染症拡大への対応においても、将来世代に対して恥ずることのない歳出を旨とすべきであり、機動的な対応は、適時かつ的を絞り、一時的なものとすることが大原則であることを忘れてはならない。なお、予備費については、状況の推移を注視し、必要に応じて適切な執行を図りつつ、財政民主主義の精神に照らし、十全の説明責任を果たすべきである。

感染症の収束のタイミングは見定めがたいものの、今後は、経済再生と財政健全化の両立はますます重い課題となる。

感染症の拡大が経済社会の不可逆的な変化をもたらすことは確実である。デジタル化の遅れ等、既存の制度や仕組みの脆弱な側面も明らかになった。経済再生と財政健全化を同時に果たしていくためには、過去の対応の教訓を踏まえつつ、ポストコロナの経済社会の変化を見据え、これまで以上にワイズスペンディング・選択と集中を徹底しつ

つ、経済財政一体の改革を進めていく必要がある。その際、平時は民間の創意工夫や自由闊達な事業活動こそが経済の原動力であることを肝に銘じ、過度な政府の支援が、現状の維持・固定化を通じ、かえって今後の成長の足枷となることは厳に避けるべきである。

他方、感染症の拡大を経ても変わらぬ課題が、少子高齢化と現役世代の減少である。2022 年には団塊の世代が後期高齢者となり始めた後、後期高齢者数は高止まりを続ける。社会保障の主な支え手となる現役世代についても、既に足元で大規模な減少が始まっている。このような中において、現行制度では、社会保障給付費が大幅に増加し、現役世代の負担は大きく増加する。限られた資源の中で、真に国民が必要とするサービスに重点化しつつ、社会保障制度の給付と負担のアンバランスを正し、制度の持続可能性を確保することは引き続き待ったなしの課題である。これまで進められてきた取組を含め、社会保障制度の改革をいささかも後退させることなく、着実に進めていく必要がある。

今般のような感染症の拡大を含め、経済危機、大規模な自然災害などの事態はいつ起こっても不思議ではない。平時に財政健全化を進めておくことの重要性が再確認されたと言えよう。万全の機動的対応も平時の健全化努力があってこそ可能となる。当初予算で見れば、新規国債発行額は現政権において 8 年連続で縮減されていたが、令和二年度補正後予算の歳出は 160 兆円を超え、一般会計の基礎的財政収支の赤字は 9.2 兆円から 66.1 兆円に拡大、新規国債発行額も 90 兆円を上回り、令和二年度末の公債残高は現時点で 964 兆円となる見込みであり、一層悪化した財政から目をそらしてはならない。低金利環境の継続を当然視せず、経済再生と財政健全化の両立に向け、歳出と歳入の両面から不断に取組んでいくことが今後も必要であり、国民にもその旨を訴えていくべきである。

財政制度分科会においては、その責務を果たすべく、今後も財政健全化に向けた議論を進めていく所存である。